

令和3年11月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

インボイス制度について②「インボイスの発行について」 【R5年10月開始】

令和3年10月1日より、いよいよ「適格請求書発行事業者の登録申請」が開始されました。今回はインボイスの発行義務や記載事項について確認したいと思います。

なお、登録申請については「No523 インボイス制度について①」をご参照ください。

【1. インボイス(適格請求書)発行事業者の義務】

インボイスの発行事業者になった場合には、原則としてインボイス(適格請求書)を交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等は記載事項を簡易なものとした「簡易インボイス(適格簡易請求書)」を交付することが出来ます。

【2. インボイスの記載事項】

インボイスには以下の事項を記載しなければなりません。(下線の項目が追加項目)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象品目である場合にはその旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)
- ⑤ ④に対する適用税率及び消費税額等(端数処理は一請求書につき税率毎に1回)
- ⑥ 請求書等受領者の氏名又は名称

※簡易インボイスの場合は⑥の記載は不要となり、⑤の「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載でよいこととされています。

【3. インボイスの交付義務免除】

インボイスの交付が困難な以下の取引はインボイスの交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満に限る)
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
- ③ 生産者が農協・漁協・森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
- ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満に限る)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)

※②及び③については一定の要件があります。

【4. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合(買手側)】

以下の取引は帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 前記3. ①及び④、⑤に掲げる取引
- ② 簡易インボイスの記載事項を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者がインボイス発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ インボイス発行事業者でない者から販売用の再生資源又は再生部品を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

※課税仕入に係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合、請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由がある場合には帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていますが、インボイス導入後はこの規定が廃止されますのでご注意ください。